

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

1 第42条の11の3（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

【改正の概要】

令和6年度の税制改正において、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和8年3月31日まで2年延長された（措法42の11の3①）。

- (1) 特定建物等の範囲に、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものに該当する建物及びその附属設備並びに構築物が追加された（措法42の11の3①）。
- (2) 本制度の対象となる特定建物等の取得価額について、その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、80億円にその特定建物等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額とされた（措法42の11の3①）。
- (3) 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、3,500万円以上（改正前：2,500万円以上）に引き上げられた（措令27の11の3）。